

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)				
②名称	Ukrainian National Office for Intellectual Property and Innovations (UANIPIO)				
③所在地	1, Dmytra Hodzenka Street Kyiv, Ukraine, 01601				
④連絡先	(電話)	(380 44) 494 05 05	(Telfax)	(380 44) 494 05 06	
	(E-mail)	office@nipo.gov.ua	(internet)	https://nipo.gov.ua/en/	
⑤組織の長	Director General / Directora General: Ms. Olena Orliuk				
⑥沿革	(1) 1991年8月23日:ウクライナ独立				
	(2) 1993年12月15日:特許法(実用新案及び回路設計権を含む)、意匠法並びに商標法を施行				
	(3) 1996年6月28日:ウクライナ憲法施行				
	(4) 2012年12月5日:特許法及び意匠法をそれぞれ改正施行				
	(5) 2015年5月21日:商標法改正施行				
	(6) 2016年3月15日:(2023年12月現在の)憲法改正の施行				
	(7) 2021年6月6日:特許法改正				
	(8) 2021年6月15日:意匠法及び商標法改正				
	(9) 2022年10月28日:ウクライナ国家知的財産・イノベーション庁(UANIPIO)が発足。				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、商標権、地理的表示、原産地名称				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1995/10/25			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1998/12/20	1991/12/25	2005/4/28	2000/2/18	2002/6/12
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2010/5/24	1996/8/1		2002/3/6	2002/5/20
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1997/7/2			2002/8/28	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1991/12/25	2000/12/29	1991/12/25	2009/7/7	2000/12/29	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
2010/4/7	2009/7/29	2008/5/16			

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	3,852	3,183	3,393	2,760
		(内 外国出願)	1,755	1,822	2,091	1,966
		(内 日本から)	57	56	63	62
		(内 PCTルート)	1,554	1,583	1,816	1,743
	実用新案	全数	8,458	5,281	4,425	2,378
		(内 外国出願)	8,351	5,063	4,333	2,320
	意匠	全数	3,289	2,504	2,425	1,303
		(内 外国出願)	2,474	1,776	1,703	735
		(内 日本から)	10	27	14	10
	商標	全数	40,819	34,743	38,702	21,601
		(内 外国出願)	10,990	10,902	11,673	7,795
		(内 日本から)	216	254	209	169
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	2,255	2,179	2,298	1,566
		(内 外国出願)	1,007	1,093	1,308	936
		(内 日本から)	38	50	56	32
		(内 PCTルート)	913	975	1,196	866
	実用新案	全数	8,412	6,385	4,363	2,074
		(内 外国出願)	124	156	149	43
	意匠	全数	3,162	2,609	2,273	1,133
		(内 外国出願)	754	775	721	526
		(内 日本から)	16	12	26	7
	商標	全数	25,655	27,282	30,550	22,885
		(内 外国出願)	10,867	10,443	11,384	9,813
		(内 日本から)	223	235	261	265
	出典： WIPO IP Statistics Data Center					

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2021年6月6日改正：特許法
	③地理的効力の範囲	ウクライナ国内
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	発明者、発明者の使用者及びそれらの承継人。ただし、使用者は発明者からの明瞭かつ完全な通知があつてから4月以内に出願等を行わなければならない。 (法第8条、第10条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウクライナ国外に居住地又は恒久的所在地を有する外国人等は、中央行政当局が承認した規定に従って登録されている特許弁護士を介して行なう。 (法第5条(2))
	⑦出願言語	ウクライナ語。他の言語による出願は2月以内に翻訳文を提出しなければならない。 (法第13条(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(法第6条(4)) 医薬品、動物・植物保護製品に関する補充的保護期間は5年を限度として、出願日から最初に許可を受領した日までの期間から5年を差し引いた期間である。(法第27-1条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (法第7条(1)、(3)、(4))
	⑩グレースピリオド	有。発明者又は発明の情報を取得した者が出願日(優先日)前6月以内に行われた開示は、新規性に影響を及ぼさない。(法第7条(6))
	⑪非特許対象	(1) 植物品種及び動物品種 (2) 植物及び動物を繁殖させる生物学的方法であつて、非生物学的及び微生物学的方法に属していないもの並びにその方法の製品 (3) 半導体装置の構造 (4) 芸術的デザインの成果 (5) ヒト又は動物を処置するための外科的又は治療的方法、それらの身体の診断方法 (6) ヒトをクローン化するための方法 (7) ヒトの生殖細胞系列の遺伝的同一性を変更するための方法 (8) ヒト胚の工業的又は商業的目的での使用 (9) 動物の遺伝的同一性を変更するための方法で、ヒト又は動物に有意な医学的利益を与えることなく苦しめる虞があるもの及びその方法により育成された動物 (10) 形成及び発達の様々な段階での人体並びにその要素の一つであつて、特に配列又は遺伝子配列の一部の単純な発見 (11) 植物又は動物にかかわる製品又は方法であつて、その使用が特定の植物品種又は動物品種に限定されるもの (12) 自然環境から単離されていない又は技術的方法の生成物でない天然の生物学的材料にかかわる製品又は方法。 (13) 単なる発見、科学的理論、数学的方法 (14) 単なる遊戯、競技、競売、運動、知的又は組織的、特に経済的活動(計画、融資、供給、会計、貸付、予測、割当等)のためのスキーム、規則及び方法 (15) コンピュータソフトウェアそれ自体 (16) 情報の提示形態それ自体 (17) 製品(製品、建築物、地区を含む)の外観それ自体であつて、審美的需要のみを満たすことを目的とするもの (18) 公共の利益、人道の原則及び道徳と矛盾しないもの (法第6条(1)、(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。国防に拘わるか否かの予備審査、方式審査及び実体審査を行う。当局は出願人に審査のための追加資料を求めることができる。(法第16条(1)、(6)、(8))
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求期限は出願日から3年。 (法第16条(19))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。予備審査及び方式審査が終了し、出願日(最先の優先日)から18月経過後に公開される。予備審査により国家秘密と宣言された出願は公開されない。 (法第16条(16))
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開から6月以内に、何人も理由を付して異議を申立てることができる。 (法第16条(17))
	⑰無効審判制度の有無	有。公告日から9月以内に何人も根拠を付して特許性条件の不遵守を理由に無効審判請求することができる。 (法第33-1条(1)、(2))

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)																																																		
特許制度	⑱実施義務	有。正当な理由なく3年間不実施又は十分に実施されておらず、権利者からライセンスを拒絶された場合、希望者は実施を裁判所に申請することができる。 公衆衛生、国防その他の公共の利益のため、ウクライナ内閣は権利者の同意なく発明を実施することができる。(法第30条)																																																	
	⑲費用 単位 UAH (フリヴニャ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="434 327 1541 524"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙形式</th> <th>電子形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本出願手数料(3クレームまで)</td> <td>1,600 UAH</td> <td>1,280 UAH</td> </tr> <tr> <td>追加出願手数料(1クレームあたり)</td> <td>160 UAH</td> <td>128 UAH</td> </tr> <tr> <td>明細書50ページごとに</td> <td>800 UAH</td> <td>640 UAH</td> </tr> <tr> <td>審査請求料(1クレームあたり)</td> <td>6,000 UAH</td> <td>4,800 UAH</td> </tr> <tr> <td>登録料(特許公報時発行を含む)</td> <td>400 UAH</td> <td>320 UAH</td> </tr> </tbody> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用](維持年金)</p> <table border="1" data-bbox="434 584 1541 920"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙形式</th> <th>電子形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年次～2年次</td> <td>600 UAH</td> <td>480 UAH</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>700 UAH</td> <td>560 UAH</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>1,000 UAH</td> <td>800 UAH</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>1,200 UAH</td> <td>960 UAH</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>1,400 UAH</td> <td>1,120 UAH</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>1,600 UAH</td> <td>1,280 UAH</td> </tr> <tr> <td>9年次～14年次</td> <td>4,200 UAH</td> <td>3,360 UAH</td> </tr> <tr> <td>15年次～20年次</td> <td>7,600 UAH</td> <td>6,080 UAH</td> </tr> <tr> <td>21年次～25年次</td> <td>30,400 UAH</td> <td>24,320 UAH</td> </tr> </tbody> </table> <p>https://www.kmu.gov.ua/npas/pro-vnesennya-zmin-do-postano-a120619</p>			紙形式	電子形式	基本出願手数料(3クレームまで)	1,600 UAH	1,280 UAH	追加出願手数料(1クレームあたり)	160 UAH	128 UAH	明細書50ページごとに	800 UAH	640 UAH	審査請求料(1クレームあたり)	6,000 UAH	4,800 UAH	登録料(特許公報時発行を含む)	400 UAH	320 UAH		紙形式	電子形式	初年次～2年次	600 UAH	480 UAH	3年次	700 UAH	560 UAH	4年次	1,000 UAH	800 UAH	5年次	1,200 UAH	960 UAH	6年次	1,400 UAH	1,120 UAH	7年次	1,600 UAH	1,280 UAH	9年次～14年次	4,200 UAH	3,360 UAH	15年次～20年次	7,600 UAH	6,080 UAH	21年次～25年次	30,400 UAH	24,320 UAH
	紙形式	電子形式																																																	
基本出願手数料(3クレームまで)	1,600 UAH	1,280 UAH																																																	
追加出願手数料(1クレームあたり)	160 UAH	128 UAH																																																	
明細書50ページごとに	800 UAH	640 UAH																																																	
審査請求料(1クレームあたり)	6,000 UAH	4,800 UAH																																																	
登録料(特許公報時発行を含む)	400 UAH	320 UAH																																																	
	紙形式	電子形式																																																	
初年次～2年次	600 UAH	480 UAH																																																	
3年次	700 UAH	560 UAH																																																	
4年次	1,000 UAH	800 UAH																																																	
5年次	1,200 UAH	960 UAH																																																	
6年次	1,400 UAH	1,120 UAH																																																	
7年次	1,600 UAH	1,280 UAH																																																	
9年次～14年次	4,200 UAH	3,360 UAH																																																	
15年次～20年次	7,600 UAH	6,080 UAH																																																	
21年次～25年次	30,400 UAH	24,320 UAH																																																	
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者個人であれば所定手続手数料の10% 出願人が非営利団体であれば所定手続手数料の20% (2019年6月12日付改正ウクライナ閣僚会議決議2004年12月23日第1716号)																																																	
	㉑PCTIにおける国内料金減額措置の有無	有。㉑が適応される。																																																	

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)	
实用新案制度	②最新实用新案法の施行年月日	2021年6月6日改正：特許法
	③地理的効力の範囲	ウクライナ国内
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	考案者、考案者の使用者及びそれらの承継人。ただし、使用者は考案者からの明瞭かつ完全な通知があつてから4月以内に出願等を行わなければならない。 (法第8条、第10条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウクライナ国外に居住地又は恒久的所在地を有する外国人等は、中央行政当局が承認した規定に従つて登録されている特許弁護士を介して行なう。 (法第5条(2))
	⑦出願言語	ウクライナ語。他の言語による出願は2月以内に翻訳文を提出しなければならない。 (法第13条(1))
	⑧实用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。(法第6条(4))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (法第7条(2)、(3)、(4))
	⑩グレースピリオド	有。考案者又は考案の情報を取得した者が出願日(優先日)前6月以内に行われた開示は、新規性に影響を及ぼさない。(法第7条(6))
	⑪不登録対象	(1) 植物品種及び動物品種 (2) 植物及び動物を繁殖させる生物学的方法であつて、非生物学的及び微生物学的方法に属していないもの並びにその方法の製品 (3) 半導体装置の構造 (4) 芸術的デザインの成果 (5) ヒト又は動物を処置するための外科的又は治療的方法、それらの身体の診断方法 (6) ヒトをクローン化するための方法 (7) ヒトの生殖細胞系列の遺伝的同一性を変更するための方法 (8) ヒト胚の工業的又は商業的目的での使用 (9) 動物の遺伝的同一性を変更するための方法で、ヒト又は動物に有意な医学的利益を与えることなく苦しめる虞があるもの及びその方法により育成された動物 (10) 形成及び発達の様々な段階での人体並びにその要素の一つであつて、特に配列又は遺伝子配列の一部の単純な発見 (11) 植物又は動物にかかわる製品又は方法であつて、その使用が特定の植物品種又は動物品種に限定されるもの (12) 自然環境から単離されていない又は技術的方法の生成物でない天然の生物学的材料にかかわる製品又は方法。 (13) 単なる発見、科学的理論、数学的方法 (14) 単なる遊戯、競技、競売、運動、知的又は組織的、特に経済的活動(計画、融資、供給、会計、貸付、予測、割当等)のためのスキーム、規則及び方法 (15) コンピュータソフトウェアそれ自体 (16) 情報の提示形態それ自体 (17) 製品(製品、建築物、地区を含む)の外観それ自体であつて、審美的需要のみを満たすことを目的とするもの (18) 公共の利益、人道の原則及び道徳と矛盾しないもの (法第6条(1)、(3))

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)																																												
実用新案 制度	⑫実体審査の有 無及び審査事項	無。国防に拘わるか否かの予備審査及び方式審査を行う。 (法第16条(1)、(8))																																											
	⑬審査請求制度 の有無	無。																																											
	⑭優先審査制度 ・早期審査制度 の有無	無。																																											
	⑮出願公開制度 の有無	有。予備審査及び方式審査が終了し、出願日(最先の優先日)から18月経過後に公開される。 予備審査により国家秘密と宣言された出願は公開されない。 (法第16条(16))																																											
	⑯異議申立制度 の有無	有。出願公開から6月以内に、何人も理由を付して異議を申立てることができる。 (法第16条(17))																																											
	⑰無効審判制度 の有無	有。公告日から9月以内に何人も根拠を付して登録性条件の不遵守を理由に無効審判請求 することができる。(法第33-1条(1)、(2))																																											
	⑱実施義務	有。正当な理由なく3年間不実施又は十分に実施されておらず、権利者からライセンスを 拒絶された場合、希望者は実施を裁判所に申請することができる。 公衆衛生、国防その他の公共の利益のため、ウクライナ内閣は権利者の同意なく発明を 実施することができる。(法第30条)																																											
	⑲費用 単位 UAH (フリヴニャ)	[出願から登録までに掛かる費用] <table border="1" data-bbox="443 857 1543 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙形式</th> <th>電子形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本出願手数料(3クレームまで)</td> <td>2,400 UAH</td> <td>1,920 UAH</td> </tr> <tr> <td>追加出願手数料(1クレームあたり)</td> <td>240 UAH</td> <td>192 UAH</td> </tr> <tr> <td>明細書50ページごとに</td> <td>1,200 UAH</td> <td>960 UAH</td> </tr> <tr> <td>登録料(特許公報時発行を含む)</td> <td>600 UAH</td> <td>480 UAH</td> </tr> </tbody> </table> [実用新案権の権利維持に掛かる費用](維持年金) <table border="1" data-bbox="443 1081 1543 1373"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙形式</th> <th>電子形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年次～2年次</td> <td>900 UAH</td> <td>720 UAH</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>1,200 UAH</td> <td>960 UAH</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>1,500 UAH</td> <td>1,200 UAH</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>1,800 UAH</td> <td>1,440 UAH</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>2,100 UAH</td> <td>1,680 UAH</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>2,400 UAH</td> <td>1,920 UAH</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>2,700 UAH</td> <td>2,160 UAH</td> </tr> <tr> <td>9年次～10年次</td> <td>6,300 UAH</td> <td>5,040 UAH</td> </tr> </tbody> </table> https://www.kmu.gov.ua/npas/pro-vnesennya-zmin-do-postano-a120619			紙形式	電子形式	基本出願手数料(3クレームまで)	2,400 UAH	1,920 UAH	追加出願手数料(1クレームあたり)	240 UAH	192 UAH	明細書50ページごとに	1,200 UAH	960 UAH	登録料(特許公報時発行を含む)	600 UAH	480 UAH		紙形式	電子形式	初年次～2年次	900 UAH	720 UAH	3年次	1,200 UAH	960 UAH	4年次	1,500 UAH	1,200 UAH	5年次	1,800 UAH	1,440 UAH	6年次	2,100 UAH	1,680 UAH	7年次	2,400 UAH	1,920 UAH	8年次	2,700 UAH	2,160 UAH	9年次～10年次	6,300 UAH	5,040 UAH
		紙形式	電子形式																																										
	基本出願手数料(3クレームまで)	2,400 UAH	1,920 UAH																																										
	追加出願手数料(1クレームあたり)	240 UAH	192 UAH																																										
	明細書50ページごとに	1,200 UAH	960 UAH																																										
	登録料(特許公報時発行を含む)	600 UAH	480 UAH																																										
		紙形式	電子形式																																										
	初年次～2年次	900 UAH	720 UAH																																										
	3年次	1,200 UAH	960 UAH																																										
	4年次	1,500 UAH	1,200 UAH																																										
	5年次	1,800 UAH	1,440 UAH																																										
	6年次	2,100 UAH	1,680 UAH																																										
	7年次	2,400 UAH	1,920 UAH																																										
8年次	2,700 UAH	2,160 UAH																																											
9年次～10年次	6,300 UAH	5,040 UAH																																											
⑳料金減免措置 の有無	有。出願人が考案者個人であれば所定手続手数料の10% 出願人が非営利団体であれば所定手続手数料の20% (2019年6月12日付改正ウクライナ閣僚会議決議2004年12月23日第1716号)																																												
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	有。㉑が適応される。																																												

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2021年6月15日改正：意匠法
	③地理的効力の範囲	ウクライナ国内
	④他国制度との関係	ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者、創作者の使用者及びそれらの承継人。ただし、使用者は創作者に対価を含む契約を締結しなければならない。(法第7条、第8条、第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウクライナ国外に居住地又は恒久的所在地を有する外国人等は、中央行政当局が承認した規定に従って登録されている特許弁護士を介して行なう。 (法第4条(2))
	⑦出願言語	ウクライナ語。他の言語による出願は2月以内に翻訳文を提出しなければならない。 (法第11条(4)、第12条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。最長25年までに5年単位で更新することができる。 (法第5条(5))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (法第6条(1)、(2))
	⑩「グレース・ピリオド」	有。創作者又はその承継人から意匠の情報を取得した者が出願日(優先日)前12月以内に行われた開示は、新規性に影響を及ぼさない。(法第6条(5))
	⑪不登録対象	(1) 液状、ガス状、ばら積又は類似の物質等から成る不安定な物体 (2) 複合製品の一部であり製品の通常使用時に見えない製品に具現化又は適用された、芸術的意匠の分野における知的創作活動の成果 (3) 製品の技術的機能にのみ起因する製品の外観の特徴 (4) 1つの製品が他の製品に機械的に接続され、又は他の製品の内部、周囲若しくは前面に配置された結果、各製品がその機能を果たせるようにするために、大きさ及び形状が正確に再現された製品の外観の特徴 (5) 公共の利益、人道の原則及び道徳と矛盾しないこと (法第5条(3))
	⑫実体審査の有無	無。意匠としての要件、不登録要件、方式要件がUANOIPで審査され、国家政策に関する規則の遵守について中央行政当局で審査される。(意匠法第14条(8))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。意匠は、製品又はその一部の外観である。 (法第5条(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、国際分類の同一分類に属する1以上の意匠を出願することができる。 (法第11条(3))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。ただし、国際分類の同一分類に属する1以上の意匠を出願することができる。 (法第11条(3))
	⑱意匠分類	ロカルノ協定加盟国。国際分類の同一分類に属する1以上の意匠を出願することができる。 (法第11条(3))
	⑲出願公開制度の有無	無。ただし、登録決定され決定3月以内に公告料を納付して公告される。 (法第16条(1)、第17条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。 (決議第122条)
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、意匠権の存続期間内及び期間終了後の如何なるときにも、意匠の無効を裏付とともに審判室に申請することができる。(意匠法第25-1条(1)、(2))
	㉓登録表示義務	無。

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)			
意匠制度	⑭費用 単位 UAH (フリヴニャ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
			紙形式 電子形式	
		基本出願手数料	1,600 UAH	1,280 UAH
		追加手数料(1意匠ごと)	500 UAH	400 UAH
		[意匠権の権利維持に掛かる費用](維持年金)		
			紙形式	電子形式
		初年次～2年次	300 UAH	240 UAH
		3年次	600 UAH	480 UAH
		4年次	800 UAH	640 UAH
		5年次	900 UAH	720 UAH
		6年次	1,200 UAH	960 UAH
		7年次	1,500 UAH	1,200 UAH
		8年次	1,800 UAH	1,440 UAH
		9年次	2,000 UAH	1,600 UAH
		10年次～12年次	2,400 UAH	1,920 UAH
13年次～15年次	4,000 UAH	3,200 UAH		
16年次～20年次	4,200 UAH	3,360 UAH		
21年次～25年次	4,800 UAH	3,840 UAH		
https://www.kmu.gov.ua/npas/pro-vnesennya-zmin-do-postano-a120619				
⑮料金減免措置の有無	有。出願人が創作者個人であれば所定手数料の10% (2019年6月12日付改正ウクライナ閣僚会議決議2004年12月23日第1716号)			

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2021年6月15日改正：商標法
	③地理的効力の範囲	ウクライナ国内
	④他国制度との関係	マドリッド協定議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体、ドメイン名(以上法第1条(1))、
	⑥商標の種類	他人の商品・役務と明確に識別され、登録簿に複製可能な標章又は標章の組み合わせ。
		人名を含む文字、図形、数字、記号、色彩、音響、立体が例示。
		(法第5条(2))
	⑦出願人資格	自然人及び団体(法人)
		(法第5条(5))
	⑧権利付与の原則	先願主義
		(法第6条(3))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウクライナ国外に居住地又は恒久的所在地を有する外国人等は、中央行政当局が承認した規定に従って登録されている特許弁護士を介して行なう。
		(法第4条(2))
	⑪出願言語	ウクライナ語。
		(法第7条(4))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標登録の存続期間は出願日から10年間であり、10年ごとに更新することができる。
		(法第5条(3))
	⑬グレースヒリット	有。パリ条約又はWTO加盟国で公認された国際博覧会で、提示された商標日は、その展示日を出願日とすることができる。ただし、最初に展示された日から6月又は優先日の3月以内の出願に限る。
		(法第9条(23))
	⑭不登録対象	(1) 国の紋章、旗章、勲章及びその他の国の表象(記章)
		(2) 国の完全な若しくは略式の正式名称又は国際的な2文字の国名コード
		(3) 識別力を欠如する標章
		(4) 商品・役務の種類・品質・数量、原産地等の明細を示す標識
		(5) 他人の商品・役務と誤認させる虞のある標章
		(6) 国際条約で保護されている植物品種の名称・地理的名称・原産地表示に関する標章
		(7) 公序良俗に反する標識。共産主義的・ナチス的全体主義的標識を含む。
		(8) 適合(証明)商標であって、所定の手続に従って登録されている標章
		(9) 旧ソ連及び共産党指導者の氏名、20世紀のウクライナ独立を迫害した者の氏名
		(10) ウクライナ人の姓、名、雅号、肖像等で本人の同意を得ていない名称
		(11) 他人の意匠
		(12)ウクライナにおける科学的・文学的・芸術的作品の名称又はそれらの一部であって、著作権者又はその承継人から同意を得ていない標章
		(法第5条((1)(2)、第6条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条の2を遵守し、ウクライナで周知と認定された商標
		(法第6条(1)、第25条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
		(法第7条(4))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式及び実体審査に加え国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めた規則に違反するか否かを審査する。(法第10条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。出願人への出願日の通知を送付した日から5就業日以内に公報に公開する。
		(法第10条(10))

①国名	ウクライナ (Ukraine, UA)																													
商標制度	⑳異議申立制度の有無	有。何人も公開日から3月以内に不登録事由の理由とともに異議申立できる。 (法第10条(8))																												
	㉑無効審判制度の有無	有。登録決定(国際登録はWIPOへの認容声明送付日)から2月以内に審判室又は裁判所に上訴することができる。(法第10条(1)) 前記の無効審判以外は、不登録事由の無効の請求は裁判所に出訴しなければならない。 (法第19条)																												
	㉒不使用取消制度の有無	有。何人も、ウクライナにおける5年以上の商標不使用に基づく取消を裁判所に提訴することができる。提訴3月前の使用は、使用とは認められない。 (法第18条(4))																												
	㉓商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (法第7条)																												
	㉔図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。 (法第10条(10))																												
	㉕譲渡要件	無。当事者の契約により、移転の効力が生じる。 (法第16条(7))																												
	㉖費用 単位 UAH (フリヴニャ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 658 963 680">[出願から登録までに掛かる費用]</th> <th data-bbox="963 658 1235 680">紙形式</th> <th data-bbox="1235 658 1543 680">電子形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 680 963 703">基本出願手数料</td> <td data-bbox="963 680 1235 703">4,000 UAH</td> <td data-bbox="1235 680 1543 703">3,200 UAH</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 703 963 725">追加出願手数料(1区分ごと)</td> <td data-bbox="963 703 1235 725">4,000 UAH</td> <td data-bbox="1235 703 1543 725">3,200 UAH</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 725 963 748">色彩追加手数料</td> <td data-bbox="963 725 1235 748">1,000 UAH</td> <td data-bbox="1235 725 1543 748">800 UAH</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="437 748 1543 770">[商標権の維持に掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="963 770 1235 792">紙形式</th> <th data-bbox="1235 770 1543 792">電子形式</th> </tr> <tr> <td data-bbox="437 792 963 815">基本更新手数料</td> <td data-bbox="963 792 1235 815">12,000 UAH</td> <td data-bbox="1235 792 1543 815">9,600 UAH</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 815 963 837">追加手数料(1区分ごと)</td> <td data-bbox="963 815 1235 837">1,200 UAH</td> <td data-bbox="1235 815 1543 837">960 UAH</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="437 837 1543 860">https://www.kmu.gov.ua/npas/pro-vnesennya-zmin-do-postano-a120619</td> </tr> </tbody> </table>		[出願から登録までに掛かる費用]	紙形式	電子形式	基本出願手数料	4,000 UAH	3,200 UAH	追加出願手数料(1区分ごと)	4,000 UAH	3,200 UAH	色彩追加手数料	1,000 UAH	800 UAH	[商標権の維持に掛かる費用]				紙形式	電子形式	基本更新手数料	12,000 UAH	9,600 UAH	追加手数料(1区分ごと)	1,200 UAH	960 UAH	https://www.kmu.gov.ua/npas/pro-vnesennya-zmin-do-postano-a120619		
[出願から登録までに掛かる費用]	紙形式	電子形式																												
基本出願手数料	4,000 UAH	3,200 UAH																												
追加出願手数料(1区分ごと)	4,000 UAH	3,200 UAH																												
色彩追加手数料	1,000 UAH	800 UAH																												
[商標権の維持に掛かる費用]																														
	紙形式	電子形式																												
基本更新手数料	12,000 UAH	9,600 UAH																												
追加手数料(1区分ごと)	1,200 UAH	960 UAH																												
https://www.kmu.gov.ua/npas/pro-vnesennya-zmin-do-postano-a120619																														
	㉗料金減免措置の有無	無。																												